

ベトナム企業法：1999年法

【出典】

1. ベトナム語原文は、『ニャンザン』（1997年7月12日）掲載の記事に拠った。
2. 翻訳は、伊藤幹三郎（当時：日本ベトナム経済交流センター・同ニュース編集長、日本ベトナム友好協会大阪府連合会副会長）が担当し、同訳「企業法（1）～（4）」『日越経済交流ニュース』第70号（1999年11月号）～第73号（2000年2月）として掲載した。それに以下は依拠し、上田義朗（流通科学大学教授、日本ベトナム経済交流センター副理事長）が表現や字句を若干修正した。

企業法

目次

第I章 総則

- 第1条 適用範囲
- 第2条 企業法および関連諸法の適用
- 第3条 用語の解釈
- 第4条 企業および企業所有者に対する国家の保障
- 第5条 企業内のベトナム共産党組織、労働組合とその他の政治-社会組織
- 第6条 経営部門・業種
- 第7条 企業の権利
- 第8条 企業の義務

第II章 企業の設立と経営登録

- 第9条 企業の設立と管理の権利
- 第10条 出資の権利
- 第11条 経営登録に先立って締結された契約
- 第12条 企業設立と経営登録の手順
- 第13条 経営登録書類
- 第14条 経営登録申請書の内容
- 第15条 会社定款の内容
- 第16条 有限責任会社・合名会社の社員名簿、株式会社の創立株主名簿
- 第17条 経営登録証明書の交付条件と経営開始の時点
- 第18条 登録証明書の内容
- 第19条 経営登録内容の変更
- 第20条 経営登録内容に関する情報の提供
- 第21条 経営登録内容の公表

- 第 22 条 資産所有権の移転
- 第 23 条 出資資産の価値確定
- 第 24 条 企業の名称・事務所・印鑑
- 第 25 条 企業の代表事務所・支店

第 III 章 有限責任会社

第 1 節 社員 2 名以上の有限責任会社

- 第 26 条 有限責任会社
- 第 27 条 出資の実行と出資分証明書の交付
- 第 28 条 社員登録簿
- 第 29 条 社員の権利
- 第 30 条 社員の義務
- 第 31 条 出資分の買い戻し
- 第 33 条 その他の状況における出資分の処理
- 第 34 条 会社管理組織の機関
- 第 35 条 社員総会
- 第 36 条 社員総会会長
- 第 37 条 社員総会会議の招集
- 第 38 条 社員総会会議進行の条件と方法
- 第 39 条 社員総会の決定
- 第 40 条 社員総会会議の記録
- 第 41 条 社長（総社長）
- 第 42 条 社員総会の承認を必要とする契約
- 第 43 条 定款資本の増減
- 第 44 条 利益分配の条件
- 第 45 条 返還された出資あるいは分配された利益の回収

第 2 節 社員 1 名の有限責任会社

- 第 46 条 社員 1 名の有限責任会社
- 第 47 条 会社所有者の権利と義務
- 第 48 条 会社所有者の権利の制限
- 第 49 条 会社の管理組織機関
- 第 50 条 定款資本の増減

第 IV 章 株式会社

- 第 51 条 株式会社
- 第 52 条 株式の種類
- 第 53 条 普通株主の権利
- 第 54 条 普通株主の義務
- 第 55 条 議決優先株と議決優先株主の権利
- 第 56 条 配当優先株と配当優先株主の権利

- 第 57 条 償還優先株と償還優先株主の権利
- 第 58 条 創立株主の普通株
- 第 59 条 株券
- 第 60 条 株主登録簿
- 第 61 条 株式の売却と譲渡
- 第 62 条 債券の発行
- 第 63 条 株式・債券の購入
- 第 64 条 株主の請求による株主の買い戻し
- 第 66 条 買い戻し株式の清算と処理の条件
- 第 67 条 配当の支払
- 第 68 条 買い戻し株式精算金あるいは配当金の回収
- 第 69 条 株式会社の管理組織機関
- 第 70 条 株主総会
- 第 71 条 株主総会招集の権限
- 第 72 条 株主総会への出席権を有する株主名簿
- 第 73 条 株主総会の議事日程と内容
- 第 74 条 株主総会への招聘
- 第 75 条 株主総会出席の権利
- 第 76 条 株主総会進行の条件、方法
- 第 77 条 株主総会の議決採択
- 第 78 条 株主総会の記録
- 第 79 条 株主総会の決定・破棄の要求
- 第 80 条 取締役会
- 第 81 条 取締役会会長
- 第 82 条 取締役会の会議
- 第 83 条 取締役構成員の情報提供を受ける権利
- 第 84 条 取締役会構成員の解任・罷免・補充
- 第 85 条 会社社長（総社長）
- 第 86 条 会社経営者の義務
- 第 87 条 株主総会または取締役会の承認を要する契約
- 第 88 条 監査役会の権限と任務
- 第 89 条 監査役会への情報の提供
- 第 90 条 監査役会構成員となりえない人物
- 第 91 条 監査役会に関連するその他の問題
- 第 92 条 会計監査が必要
- 第 93 条 株式会社の情報公開
- 第 94 条 株主総会の資料保管制度

第 V 章 合名会社

第 95 条 合名会社

第 96 条 社員の権利と義務

第 97 条 合名会社の管理

第 VI 章 個人企業

第 99 条 個人企業

第 100 条 企業主の投資資金

第 101 条 企業経営

第 102 条 企業のリース

第 103 条 個人企業の売却

第 104 条 活動の中断

第 VII 章 企業の再構築・解散・破産

第 105 条 企業の分割

第 106 条 企業の分離

第 107 条 企業の統合

第 108 条 企業の合併

第 109 条 会社の転換

第 110 条 社員 1 名の有限責任会社の転換

第 111 条 企業の解散の事例

第 112 条 企業解散の手続き

第 113 条 企業の破産

第 VIII 章 企業に対する国家管理

第 114 条 企業に対する国家管理の内容

第 115 条 企業に対する国家管理機関

第 116 条 経営登録機関の権限と責任

第 117 条 企業の経営活動監査

第 118 条 企業の財務会計年度と財務報告

第 IX 章 顕彰と違反処分

第 119 条 顕彰

第 120 条 企業法に違反する諸行為

第 121 条 違反処分の形式

第 X 章 施行条項

第 122 条 施行効力

第 123 条 本法の発効前に設立された企業への適用

第 124 条 施行指針

【出典】

【注】・【終わりに】

企業法

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. この法律は、有限責任会社、株式会社、私企業など、各種の事業体の設立と管理組織、活動について規定する。
2. 国有企業、政治組織、政治-社会組織の事業体が有限責任会社、株式会社に転換した時は、この法律に基づいて調整される。転換の手順、手続きについては政府が定める。

第2条 企業法および関連諸法の適用

ベトナム領内の企業の設立・管理機関・活動は、この法律の規定および関連するそのたの法律規定が適用される。同一の問題について本法の規定と専門法の間には相違がある場合は、専門法の規定が適用される。

第3条 用語の解釈

本法の中の次の用語は以下のように解されるものとする。

1. 「企業」とは、経営活動の遂行を目的として、固有の名称、資産、安定した取引事務所を有し、法律の規定に基づいて経営登録された経済組織を言う。
2. 「経営」とは、営利を目的として投資過程の一段落・数段階・全段階の実行、製品の生産から販売、市場におけるサービスの提供まで行うことをいう。
3. 「法定書類」とは、法律の規定に基づく証書をもれなく備え、法規に従って正解かつ完全に開示された内容を有する書類をいう。
4. 「出資」とは、会社の所有者または共同所有者となるために資産を会社に投入することを言う。出資資産はベトナム通貨、自由交換外貨、金、土地所有権の価値、知的所有権・技術・技術ノウハウの価値、その他出資者が会社の資本とするために会社定款に記した資産などによることができる。
5. 「出資分」とは、会社の所有者または共同所有者が定款資本に出資した資本比率をいう。
6. 「定款資本」とは、全社員が出資し、会社定款に記された資金額をいう。
7. 「法定資本」とは、企業設立のために法律規定に基づいて備えなければならない最低資金額をいう。
8. 「議決権付き資本」とは、社員総会または株主総会が決定すべき諸問題について、所有者が議決の権利を有する根拠となる出資分をいう。
9. 「配当」とは、毎年すべての株式に支払われるべき会社の利益からの引当金額をいう。
10. 「設立発起人」とは、会社の最初の定款採決に参加した者をいう。「設立株主」とは株式会社の設立発起人をいう。

11. 「合名社員」とは、会社の義務に関して自らの全資産をもって責任を負う社員をいう。
12. 「企業管理者」とは、個人企業所有者、合名会社の合名社員、社員総会構成員、会社会長、取締役会構成員、社長（総社長）、有限責任会社および株式会社については会社定款に定められたその他の経営幹部職員をいう。
13. 「企業再構築」とは、企業の分割・統合・編入・（他の形態への）転換をいう。
14. 「関係者」とは、以下の状況において互いに関係を有する者をいう。
 - a) 親会社と子会社；
 - b) 企業管理機関を通じて企業の決定、活動を支配する能力を有する者、またはそのグループ；
 - c) 企業と企業管理者；
 - d) 会社の出資分、株式、または利益を集めるため、あるいは会社の決定行為を支配するために協力することに合意した者のグループ；
 - e) 企業管理者、会社社員、支配的株数を有する株主の配偶者・父母・養父母・実子・養子・実の兄弟姉妹。

第4条 企業および企業所有者に対する国家の保証

1. 国家は、この法律に定める各種形態企業の長期にわたる存続と発展を公認し、各企業の法的平等を保証するとともに、経営活動の合法的営利性を承認する。
2. 国家は、企業および企業所有者の資産所有権、投資資本、収入、およびその他の合法的諸権利と利益を公認し、保護する。
3. 企業および企業所有者の合法的資産と投資資本は国有化されることはなく、行政的手段によって接收されることはない。

国防、安全上の理由のため、また国家利益のために実際の必要があつて、国家が企業資産の収用または徴用を決定した場合、企業の所有者または共同所有者は収用または徴用の決定時点における市場価格によって清算あるいは賠償を受け、適合した分野、地域における投資、経営のための便宜を計られる。

第5条 企業内のベトナム共産党組織、労働組合とその他の政治-社会組織

企業内のベトナム共産党組織は、憲法・法律およびベトナム共産党規約に基づいて活動する。企業内の労働組合組織とその他の政治-社会組織は、憲法と法律に基づいて活動する。

第6条 経営部門・業種

1. 法律の規定に基づき、企業は自主的に登録を行つて、本条第2・第3・第4項に定める対象に属さない部門・業種の経営を進めることができる。
2. 国防・安全・秩序、社会の安全、ベトナムの歴史的・文化的・道徳的伝統、淳風美俗と人民の健康を損なう部門、業種の経営を行うことを禁じる。政府は経営を禁じる部門・業種の具体的名簿を公表する。
3. 法律・法令または政令が必要条件を付している部門・業種の経営を行う企業については、企業が規定に基づく条件を満たした時にのみその部門・業種の経営を行うことができる。

4. 法律・法令または政令が（所定の）法定資本あるいは就業証明書を必要としている部門・業種の経営を行う企業については、その企業は法律の規定に基づく法定資本あるいは就業証明書を備えた時にのみ経営登録を行うことができる。

第7条 企業の権利

法律の規定に基づき、この法律に沿って活動する企業は次の権利を有する；

1. 企業の資産を占有・使用し、（その扱いを）決定すること；
2. 投資部門・業種・地域、合併を含む投資形態、他企業への出資を主導的に選定し、経営規模・部門・業種を主導的に拡大すること；
3. 主導的に市場、顧客の調査を行い、契約を締結すること；
4. 資金調達の形態、方式を選定すること；
5. 輸出・輸入の管理運営を行うこと；
6. 経営の必要に基づいて労働者を採用・雇用・使用すること；
7. （経営）効果と競争力を向上させるため、自主的経営を行い、科学的・現代的な管理方式を主導的に適用すること；
8. 人道上・公益上の目的のための自発的拠出金を除き、いかなる個人・機関・組織からであれ、法律の規定していない財源の提供要求を拒否すること；
9. その他法律が規定する諸権利。

第8条 企業の義務

この法律の規定に基づいて活動する企業は次の義務を有する；

1. 登録した部門・業種に則って経営活動を行うこと；
2. 会計帳簿を作成し、会計簿・送り状・支払証明書を記録し、忠実・正確な財政報告をすること；
3. 法律の規定に基づいて、財務登録・税務申告・納税およびその他の財務義務を履行すること；
4. 登録した基準に基づいて商品の品質を保証すること；
5. 経営登録機関に対して企業に関する諸情報と企業の財務状況をもれなく正確に申告し、定期報告すること；申告または報告した情報に不正確・不完全な点または偽造があることを発見した場合は、機を失せずこれらの情報を経営登録機関に対して訂正（通知）しなければならない。
6. 国内労働者を優先的に使用し、労働関係法規に基づく労働者の権利・利益を保証すること；労働組合関係法に基づき労働組合組織の権利を尊重すること；
7. 国防・安寧・秩序、社会の安全に関する法律の規定を遵守し、資源・環境の保護、歴史的・文化的遺跡、名勝古跡の保護に努めること；
8. その他法律の規定に基づく義務を履行すること。

第II章 企業の設立と経営登録

第9条 企業の設立と管理の権利

組織・個人は以下の場合を除き、企業を設立し、管理する権利を有する；

1. 国家機関・人民武装勢力部隊が国家資産と公共資金を使用して、その期間、部隊自身のための営利企業を設立する場合；
2. 幹部・公務員に関する法令の規定に基づく幹部・公務員である場合；
3. 人民軍所属機関、部隊の士官・下士官、職業軍人・国防労働者；人民公安所属機関、部隊の士官、職業下士官である場合；
4. 他の企業における国の出資分管理の代表として選出された者を除く、国有企業の指導幹部・業務管理幹部である場合；
5. 未成年；成年ではあるが民事行為能力を制限され、または喪失した者である場合；
6. 刑事責任追及中の者、あるいは収監処罰執行中の者、または密輸・偽商品作成・偽商品売買・不法経営・脱税・顧客詐欺およびその他法律の規定に基づく罪を犯して裁判所から就業兼を剥奪された者である場合；
7. 破産宣告を受けた個人企業主、合名会社の合名社員、企業の社長（総社長）、社員総会・取締役会の会長および構成員は、企業破産法に定める場合を除き、企業が破産宣告を受けた日から 1 年ないし 3 年間は企業設立の権利を有せず、企業経営者となることはできない；
8. ベトナムに存在しない外国の組織、外国人である場合。

第 10 条 出資の権利

1. 組織・個人は以下の場合を除き、有限責任会社・株式会社・合名会社に出資する権利を有する；
 - a) 国家機関、人民武装勢力所属部隊が国家資産と公共資金を使用して、その期間、部隊自身のための営利を計る企業に投資する場合；
 - b) 各対象が幹部・公務員に関する法令の規定に基づいて企業に投資する権利を与えられていない場合；
2. ベトナムに常住していない外国の組織、外国人、海外定住のベトナム人は、国内投資奨励法の規定に基づき、有限責任会社・株式会社・合名会社に出資する権利を有する。

第 11 条 経営登録に先立って締結された契約

1. 企業設立に向けた契約は、設立発起人また設立発起人のグループから委任を受けた代理人により締結することができる。
2. 企業が設立された場合、企業はこの条第 1 項に定める締結済み契約から生じる権利・義務の受領者となる。
3. 企業が設立されていない場合、この条第 1 項に定める契約締結者は契約履行について全責任または連帯責任を負う。

第 12 条 企業設立と経営登録の手順

1. 企業設立者はこの法律の規定にしたがって経営登録の完全な書類を作成し、企業が本店を置く省、中央直轄市人民委員会所属の経営登録機関に提出しなければな

らず、また経営登録書類の内容の正確性・忠実性について責任を負わなければならない。

2. 経営登録機関は企業形態に応じてこの法律に定める書類以外に証書・書類を添付するよう企業設立者に要請する権利を有さない。経営登録機関は経営登録書類の違法性についてのみ責任を負う。
3. 経営登録機関は書類を受理した日から 15 日間の期限内に、経営登録を解決する責任を有する；経営登録証明書の交付を拒否する場合は、企業設立者にこれを文書で通知しなければならない。その通知には（拒否の）理由と修正・補足の必要点を明らかにしなければならない。

第 13 条 経営登録書類

経営登録は次のものよりなる；

1. 経営登録申請書；
2. 会社定款；
3. 有限責任会社については社員名簿、合名会社については合名社員名簿、株式会社については創立株主名簿；
4. （所定の）法定資本を必要とする部門業種の経営企業については、法律の規定に基づく権限を備得た機関・組織の資本金に関する確認書を添付しなければならない。

第 14 条 経営登録申請書の内容

1. 経営登録申請書には以下の主要内容を備えなければならない；
 - a) 企業の名称；
 - b) 企業の本店所在地；
 - c) 経営の目標・部門・業種；
 - d) 会社の定款資本、個人企業については企業主の当初投資資本；
 - e) 有限責任会社と合名会社については社員それぞれの出資分；株式会社については創立株主が購入した株数、株式の種類、株式の額面価格、種類毎の譲渡権付き総株数；
 - f) 個人企業については企業主の姓名・署名・住所；有限責任会社と株式会社については法律に基づく代表者の姓名・署名・住所；合名会社については全社員の姓名・署名・住所。
2. 経営登録機関が定めて統一様式による経営登録申請書。

第 15 条 会社定款の内容

会社定款は以下の主要内容を備えなければならない；

1. 名称、本店、（もしあれば）支店、代表事務所の住所；
2. 経営の目標・部門・業種；
3. 定款資本；
4. 合名会社については全合名社員の姓名・住所；有限責任会社については社員の姓名・住所；株式会社については創立株主の姓名・住所；

5. 有限責任会社と合名会社については社員それぞれの出資分と出資価値；株式会社については創立株主が購入を約定した株数、株式の種類、株式の額面価格および種類毎の譲渡権付き総株数；
6. 有限責任会社・合名会社については社員の権利と義務；株式会社については株主の権利と義務；
7. 管理組織機構；
8. 有限責任会社と株式会社については法的代表者；
9. 会社の決定採択方式；内部紛争解決の原則；
10. 有限責任会社については社員が会社に出資分の購入を、株式会社にあつては会社に株式の購入を要求しうる状況；
11. 会社に設置された各種の基金、およびそれぞれの基金の上限；経営の中での利潤分配・配当支払・損失分担の原則；
12. (会社の) 解体に至る状況、解体の手順、会社資産整理の手続き；
13. 会社定款修正・補足の方法；
14. 合名会社については全合名社員の署名；有限会社については法的代表者あるいは全社員の署名；株式会社については法的代表者あるいは全創立株主の署名。
会社定款のその他の内容は社員・株主の合意によるが、法律の規定に反することはできない。

第 16 条 有限責任会社・合名会社の社員名簿、株式会社の創立株主名簿

有限責任会社・合名会社の社員名簿、株式会社の創立株主名簿は、以下の主要内容を備えなければならない。

1. 有限責任会社・合名会社における社員の姓名・住所；株式会社における創立株主の姓名・住所；
2. 有限責任会社・合名会社については出資分、出資価値、資産の種類、数量、出資資産の種類毎の残存価値、出資期限；株の株主会社については株式数、株式の種類、資産の種類、資産の数量、株式出資資産の種類毎の残存価値、株主出資の起源；
3. 有限責任会社・株式会社については法的代表者あるいは全社員、創立株主の姓名・署名；合名会社については全合名社員の姓名・署名。

第 17 条 経営登録証明書の交付条件と経営開始の時点

1. 企業は以下の条件を満たせば経営登録証明書を交付される；
 - a) 経営部門・業種が経営禁止対象に属していないこと；
 - b) 企業の名称がこの法律第 24 条第 1 項の規定を満たしていること；
 - c) 法律の規定に基づく適法な経営登録書類があること；
 - d) 所定の経営登録手数料を納付していること。
2. 企業は経営登録証明書を公布された日から経営活動の権利を有する。条件を付された経営部門・業種については、権限ある国家機関が経営許可書を交付した日、

あるいは所定の経営条件を満たした日から、その部門・業種の経営権が企業に与えられる。

第18条 登録証明書の内容

経営登録証明書は以下の主要内容を備えなければならない；

1. 企業の名称、企業の本店、(もしあれば)支店、代表事務所の住所；
2. 経営の目標・部門・業種；
3. 有限責任会社・株式会社・合名会社の定款資本；個人企業については当初投資資本；法定資本を必要とされる部門・業種の企業については法定資本；
4. 企業の法的代表者の姓名・住所；
5. 有限責任会社については社員の姓名・住所；株式会社については創立株主の姓名・住所；合名会社については合名社員の姓名・住所。

第19条 経営登録内容の変更

1. 企業の名称、本店、(もしあれば)支店、代表事務所の住所、経営の目標・部門・業種、定款資本、企業主の投資資本を変更する際、企業の管理者・法的代表者；その他経営登録書類中の問題を変更する際には、企業は変更の実施に先立つ15日以上前に経営登録機関に登録しなければならない。
2. 経営登録証明書の内容に変更がある場合、企業は経営登録証明書を再交付される；その他の変更については、企業は経営登録変更承認書を交付される。

第20条 経営登録内容に関する情報の提供

1. 経営登録機関は経営登録証明書・経営登録変更承認書を交付した日から7日間以内に、それらの承認書の写本を企業本店所在地の同級税務機関、統計機関経済・技術部門管理機関、県・郡・市・省直属市の人民委員会に送付しなければならない。
2. 組織・個人は経営登録機関に対し、経営登録内容に関する情報の提供、経営登録証明書・経営登録変更承認書の写本、あるいは経営登録内容の要録の提供を要求することができるが、法律の規定に基づく手数料を支払わなければならない。
3. 経営登録機関は、本条第2項に定める組織・個人の要求に応じて、経営登録内容に関する情報を十分かつ適時に提供する義務を有する。

第21条 経営登録内容の公表

1. 経営登録証明書を交付された日から30日以内に、企業は地方または中央の日刊紙に3回連続して以下の主要内容を掲載しなければならない；
 - a) 企業の名称；
 - b) 企業の本店、(もしあれば)支店代表、代表事務所の住所；
 - c) 経営の目標・部門・業種；
 - d) 有限責任会社・株式会社・合名会社については定款資本；個人企業については当初投資資本；
 - e) 所有者・全創立社員の姓名・住所；
 - f) 企業の法的代表者の姓名・住所；

g) 経営登録地。

2. 経営登録内容に変更があった際には、企業はこの条第 1 項の規定にしたがってその変更内容を公表しなければならない。

第 22 条 資産所有権の移転

1. 経営登録証明書が交付された後、有限責任会社・株式会社・合名会社への出資約定者は以下の規定にしたがって、出資資産の所有権を会社に移転しなければならない。
 - a) 登録資産または土地使用権の価値については、出資者は権限ある国家機関においてその資産所有権または土地使用権を会社に移転する手続きを取らなければならない；出資資産に関する所有権の移転は、登録手数料を支払う必要はない。
 - b) 所有権登録のない資産については、記録による確認を得た出資資産の受け渡しによって出資を進めなければならない。受け渡しの記録は次の主要内容を備える必要がある；会社の名称と本店所在地；出資者の姓名・住所；資産の種類と出資資産単位数；出資資産の価値総額と会社の定款資本に対するその比率；受け渡しの日時；出資者と会社の法的代表者の署名；
 - c) ベトナム通貨・自由交換外貨、金によらない株式保有または出資分は、出資資産の合法的所有権が会社に移転された時にのみ、清算が完了したものとみなされる。
2. 個人企業の経営活動に利用される資産は、企業への所有権移転の手続きを取る必要はない。

第 23 条 出資資産の価値確定

1. 出資資産がベトナム通貨・自由交換外貨、金によらないものであれば、その価値を確定しなければならない。
2. 設立時の企業への出資資産については、全設立社員がその資産の価値確定者となる。それぞれの出資資産の価値は全員一致の原則にしたがって定められなければならない。
3. 活動の過程においては、株式会社の取締役会、有限責任会社の社員総会、合名会社の全合名社員が出資資産の価値確定者となる。
4. 本条第 2 項・第 3 項に定める価値確定者は、出資資産価値に関して忠実性・正確性について責任を負わなければならない。出資資産の価値が出資時点におけるその実際価値よりも高く確定された場合、出資者と価値確定者は確定価値と等しくなるように（不足額を）拠出しなければならない；他者に損失を及ぼした場合は連帯して賠償責任を負わなければならない。
関連する権利・義務・利益を有する者が、出資資産が出資時点における実際価値に比して誤った価値確定を行われたことを証明し得た場合は、価値確定者に再確定あるいは出資資産価値鑑定のための鑑定組織の指定を行わせるよう経営登録機関に要求する権利を有する。

第 24 条 企業の名称・事務所・印鑑

1. 企業の名称は企業の名称は以下の事項を守らなければならない；
 - a) すでに経営登録を行っている他の企業の名称と重なるもの、紛らわしいものでないこと；
 - b) 民族の歴史的・文化的・道徳的伝統、良風美俗に反しないこと；
 - c) ベトナム語で記さなければならないが、筆記が困難なものは単数あるいは複数の外国語をより小さく併記することができる；
 - d) 本項を a・b・c 号の規定以外に、企業形態をも明記する必要がある；有限責任会社は「有限責任」(TRÁCH NHIỆM HỮU HẠN)の略号”TNHH”；株式会社は「株式」(CỔ PHẦN)の略号”CP”；合名会社は「合名」(HỢP DANH)略号”HD”；個人企業は「個人」(TỰ NHÂN)の略号”TN”を記す。
2. 企業の本店はベトナム領内に置かなければならず；確定した住所、すなわち事屋番号・街路名あるいは村落・集落・村・街区・町の名称；県名；区・市・省直轄市の名称；省・中央直轄市の名称；電話およびFAX番号を記さなければならない。
3. 企業は政府の規定に基づく固有の印鑑を備えるものとする。

第 25 条 企業の代表事務所・支店

1. 代表事務所は企業の付属単位であり、委任により企業の利益を代表し、その権利擁護を実行する任務を有する。代表事務所の活動内容は企業の活動内容に合致しなければならない。
2. 支店は企業の付属単位であり、5 人による代表職能を含む、企業の職能の全部または一部を実行する任務を有する。支店の経営部門・業種は企業の経営部門・業種と合致しなければならない。
3. 企業は支店・代表事務所を国内および外国に設置する権利を有する。代表事務所・支店設置の手順と手続きは政府が定める。

第三章 有限責任会社

第 1 節 社員 2 名以上の有限責任会社

第 26 条 有限責任会社

1. 有限責任会社は、以下の事項を備得た企業である；
 - a) 社員は企業への出資を約定した資金の範囲内で、企業の債務およびその他の資産義務に関して責任を負う；
 - b) 社員の出資分は、この法律第 32 条の規定に基づく時に限り譲渡することができる；
 - c) 社員は組織・個人でありうるが；社員数は 50 名を超えないものとする。
2. 有限責任会社は株券を発行する権利は与えられない。
3. 有限責任会社は経営登録証明書を交付された日から法人資格を有する。

第 27 条 出資の実行と出資分証明書の交付

1. 社員は期限通りに約定額の満額を出資しなければならない。社員が期限通りに約定額の満額を出資しない場合は、不足額は会社に対する社員の債務とみなされ；その社員は約定通りの期限に満額を出資しないことから生じる損失の賠償責任を負わなければならない。
会社の法的代表者はこの第 1 項にいう事態に関して、出資約定時点から 30 日以内に経営登録機関に文書で通知しなければならない；この期限の後も経営登録機関への文書による通知がなかった場合は、満額出資していない社員と会社の法的代表者は未出資分と約定通りの期限に満額出資しないことから生じる損失について、会社に対して連帯責任を負わなければならない。
2. 出資分の価値が満額出資された時点において、社員は会社から出資分証明書を交付される。出資分承認書には以下の主要内容を備えるものとする；
 - a) 会社の名称・事務所；
 - b) 経営登録証明書の交付番号と交付日；
 - c) 会社の定款資本；
 - d) 社員の姓名・住所；
 - e) 社員の出資分・出資価値；
 - f) 出資分証明書の交付番号と交付日；
 - g) 会社の法的代表者の署名。
3. 出資分証明書が紛失・破損・焼失またはその他の事情で損傷した場合、社員は会社から出資分証明書を再交付されることができが、会社所定の費用を支払わなければならない。

第 28 条 社員登録簿

1. 会社は経営登録の後、直ちに社員登録簿を作成しなければならない。社員登録簿は以下の主要内容を備えるものとする；
 - a) 会社の名称・事務所；
 - b) 社員または社員の法的代表者の姓名・住所・署名；
 - c) 各社員の出資時点における出資価値と出資分；出資時点；出身資産の種類と出資資産の種類ごとの数量・価値；
 - d) 各社員への出資分証明書の交付番号・交付日。
2. 社員登録簿は会社本店またはその他の場所に保管されるものとするが。経営登録機関と全社員にこれを文書で通知しなければならない。

第 29 条 社員の権利

1. 有限責任会社の社員は以下の権利を有する；
 - a) 会社が納税およびその他の法規に基づく財務的義務を履行・終了後、会社への出資分に応じて利益を分配されること；
 - b) 社員総会に出席し、社員総会の権限に属する諸問題の討論・提案・議決に参加すること；

- c) 出資分に応じた議決票数を保有すること；
 - d) 社員登録簿・会計簿・年次財務報告、その他会社の諸資料を調べ、これら資料の要録または写本を受け取ること；
 - e) 会社が解体または破産した際、出資分に応じて会社の残余財産価値が分配されること；
 - f) 会社が定款資本を増資する際、優先的に会社に追加出資すること；出資分の一部または全部を譲渡する権利をうること；
 - g) 社長（総社長）が自らの義務を正しく履行せず、その社員の利益に損害をもたらした場合、社長（総社長）を裁判所に提訴すること；
 - h) その他この法律と会社定款に定める諸権利。
2. 定款資本の 35%もしくは会社定款が定めたより小さい別の比率以上を所有する社員または社員グループは、その権限に属する問題解決のために社員総会の召集を要求する権利を有する。

第 30 条 社員の義務

- 1. 約定通りの満額出資を期限内に行い、会社への出資を約定した資金の範囲内で会社の債務およびその他の資産義務に関して責任を負うこと；
- 2. 会社定款を遵守すること；
- 3. 社員総会の決定を実行すること；
- 4. その他この法律および会社定款に定める義務を履行すること。

第 31 条 出資分の買い戻し

- 1. 社員は以下の問題に関する社員総会の決定に反対票を投じ、あるいは文書により反対した場合、その出資分の買い戻しを会社に要求する権利を有する；
 - a) 社員の権利・義務、社員総会の権限と任務に関連する会社定款内容の修正補足；
 - b) 会社の再構築；
 - c) その他会社定款に定められている問題；出資分払い戻しの要求は文書によらなければならない、本項 a・b・c 号に定める問題に関する決定採択の日から 15 日以内に会社に送付されなければならない。
- 2. 本条第 1 項に定める社員の要求があった場合、会社は価格についての合意がなければ市場価格もしくは会社定款に定める計算原則による価格で、要求を受理した日から 15 日以内にその社員の出資分を買い戻さなければならない。
買い戻し資産の清算は、その清算が完了した後も会社が各債務とその他の資産義務の満額清算を保障できるという場合にのみ行われる。

第 32 条 出資分の譲渡

- 有限責任会社の社員は以下の規定にしたがって、自らの出資分の一部または全部を他社に譲渡する権利を有する；
- 1. 出資分の一部または全部の譲渡を望む社員は、その他の全社員に社内でその出資比率に応じて同一条件で売り渡さなければならない。

2. 社内のその他の社員が一部または全く購入しない時に限り、社員以外の者に（自らの出資分を）譲渡することができる。

第 33 条 その他の状況における出資分の処理

1. 個人社員が死亡した場合、あるいは裁判所で死亡宣告された場合、相続人は社員総会の承認を受ければ、会社社員となることができる。
2. 民事行為能力を制限されまたは喪失した社員があった場合、その社員の社内における権利・義務は、社員総会の承認をえれば後見人を通じて実行される。
3. この条第 1 項に定める相続人が社員総会の承認をえられなかった場合。あるいは社員となることを望まなかった場合、本条第 2 項に定める後見人が社員総会の承認をえられなかった場合、社員が解体または破産した組織である場合それら社員の出資分は、本法第 31 条の規定に従って会社に買い戻されるか、あるいは第 32 条の規定にしたがって譲渡される。
4. 死亡した個人社員に出資分の相続人がなかった場合、相続人が相続を辞退しあるいは相続人が相続権を剥奪されていた場合、会社はその出資分の価値を国庫に納入しなければならない。

第 34 条 会社管理組織の機関

2名以上の社員を有する有限責任会社は、社員総会・社員総会会長および社長（総社長）を設けなければならない。社員 11 名を有する有限責任会社は監査役会を設けなければならない。監査役会・監査会会長の権限・義務・業務制度は会社定款で定める。

第 35 条 社員総会

1. 全社員より成る社員総会は会社の最高決定機関である。社員が組織である場合、その社員は社員総会に対する自らの代表者を指定する。社員総会は少なくとも毎年一回は会議を開く。
2. 社員総会は以下の権限と任務を有する；
 - a) 会社の発展方向の決定；
 - b) 定款資本増減の決定、増資の時点、方式の決定；
 - c) 会社の会計簿記載の資産総額の 50%あるいは会社定款に定めたより小さい別の比率以上の価値を有する投資の方式と投資計画の決定；
 - d) 会社の会計簿記載資産総額の 50%またはそれ以上、または会社定款に定めたより小さい別の比率以上の価値を持つ借入・融資・資産売却契約の採択；
 - e) 社員総会会長の選出・解任・罷免；社長（総社長）・会計責任者、その他会社定款に定める重要経営幹部の任命・解任・解職の決定；
 - f) 社長（総社長）・会計責任者、その他会社定款に定める重要経営幹部に対する給与およびその他の報酬の決定；
 - g) 年次財務報告、会社の利益処分あるいは損失処理方式の採択；
 - h) 会社の管理組織機構の決定；
 - i) 支店・代表事務所設置の決定；

- j) 会社定款の修正・補足；
- k) 会社再組織の決定；
- l) 会社解体の決定；
- m) その他この法律と会社定款に定める権限と任務。

第 36 条 社員総会会長

1. 社員総会は会長となる社員 1 名を選出する。社員総会会長は会社社長（総社長）を兼ねることができる。
2. 社員総会会長は以下の権限と任務を有する；
 - a) 社員総会の日程、活動計画の準備；
 - b) 社員総会会議の日程・内容、資料の準備または各社員の意見聴取の準備；
 - c) 社員総会の招集と主催、あるいは各社員の意見聴取の実行；
 - d) 社員総会決定の実行状況の監察；
 - e) 社員総会決定への社員総会代表としての署名
 - f) その他この法律および会社定款が定める権限と任務。
3. 社員総会会長の任期は 3 年を超えないものとする。社員総会会長は再選されることができる。
4. 会社定款が社員総会会長を法的代表者と定めている場合、取引証書にはこれを明記しなければならない。

第 37 条 社員総会会議の招集

1. 社員総会会議は、社員総会会長の要請あるいは本法第 29 条第 2 項に定める社員もしくは社員グループの要請に応じていつでも招集される。
2. 会議の日程および資料は会議の開催日に先立って会社社員に送付されなければならない。送付の期限は、会社定款が定める。

第 38 条 社員総会会議進行の条件と方法

1. 社員総会会議は定款資本の 65% 以上を代表する社員の出席を得て進行する。その具体的比率は会社定款が定める。
2. 第 1 回会議が本条第 1 項の規定に基づく進行条件を満たさなかった場合、第 1 回会議の開催予定日から 15 日以内に第 2 回会議を招集する。第 2 回社員総会会議は、定款資本の 50% 以上を代表する社員の出席があれば進行することができる。その具体的比率は会社定款が定める。
3. 第 2 回会議が本条第 2 項の規定に基づく進行条件を満たさなかった場合、第 2 回会議の開催予定日から 10 日以内に第 3 回会議を招集する。この場合、社員総会会議は出席社員数に関わることなく進行することができる。
4. 社員は社員総会に出席する他の社員に、文書で権利委託することができる。（その場合の）社員総会の進行方法・議決方式は会社定款で定める。

第 39 条 社員総会の決定

1. 社員総会は会議における議決、あるいは文書による意見収集の形で、その権限に属する決定を採択する。

2. 社員総会の決定は以下の状況にある会議において採択される；
 - a) 出席社員の保有資本の 51%以上を代表する票数によって承認される場合。その具体的比率は会社定款が定める。
 - b) 会社の会計簿記載資産総額の 50%またはそれ以上、あるいは会社定款に定めたより小さい別の比率以上の価値を有する資産の売却、会社定款の修正・補足、会社の再構築・解散の決定については、出席社員の保有資産の 75%以上を代表する票数によって承認されなければならない。その具体的比率は、会社定款が定める。
3. 会社総会の決定は、定款比率資本の 65%以上を代表する社員の承認を得た場合には文書による意見収集の形式によっても採択される。

第 40 条 社員総会会議の記録

1. 全ての社員総会会議の記録は会社の記録簿に記載されなければならない。
2. 社員総会会議の記録は会議の閉幕直前に作成され、採択されなければならない。その記録は以下の主要内容を備えるものとする；
 - a) 会議の日時・場所；
 - b) 出席社員総数およびその代表する資本比率；
 - c) 審議計画；
 - d) 会議で発表された意見の概要；
 - e) 議決に付された問題、問題毎の議決結果、採択された決定；
 - f) 社員総会会長または同会長から会議主催の委任を受けた者の姓名・書名。

第 41 条 社長（総社長）

1. 社長（総社長）は会社の日常経営活動の運営者であり、自らの権限・義務の遂行状況について社員総会に対して責任を負う。会社定款が社員総会会長を法的代表者と定めていない場合は、社長（総社長）が会社の法的代表者となる。
2. 社長（総社長）は次の権限を有する；
 - a) 社員総会決定の実施を組織する；
 - b) 会社の日常活動に関連する全ての諸問題を決定する；
 - c) 会社の経営計画と投資計画の実行を組織する；
 - d) 会社の内部管理規程を公表する；
 - e) 社員総会の権限に属する役職以外の会社管理職の任命・解任・解職を行う；
 - f) 社員総会会長の権限に属するものを除き、会社名義の契約を締結する；
 - g) 会社組織機構の配置計画を提案する；
 - h) 年次財務決算報告を社員総会に提出する；
 - i) 経営の利益処分、損失処理の計画を提案する；
 - j) 労働者を採用する；
 - k) 会社定款、社長（総社長）が会社と締結した労働契約に規定され、社員総会の法定に基づくその他の権限。
3. 会社社長（総社長）は次の義務を有する；

- a) 会社の合法的利益のために、委ねられた権限と任務を忠実・賢明に遂行する；
- b) 自分自身・他者の私的営利のために地位と権限を乱用しないこと、会社資産を利用することをせず、社員総会の承認を得たとき以外は会社の機密を漏洩しない；
- c) 会社が支払期限までに債務およびその他の資産義務を清算し切れない場合、すべての会社社員と債権者に会社の財務状況を通知しなければならない；管理者を含む会社従業員の給与増額・賞与支給を行うことはできない；本号に定める義務不履行による債権者の損失発生について個人責任を負わなければならない；会社の財務的困難克服の方策を提案する；
- d) その他法律と会社定款が定める義務を履行する。

第 42 条 社員総会の承認を必要とする契約

1. 会社の社員・社長（総社長）、その関係者との経済・労働・民事契約はいずれも締結日の 10 日以上前に全社員に通知されなければならない。
2. 社員が私利的な性格を持つ契約を発見した場合、社員総会の審査と決定を要求する権利を有する。この場合、社員総会の決定を得た後でのみ契約締結を行うことができる。契約締結が社員総会の承認を得ていない場合、その契約は無効となり、法律の規定にしたがって処理される。会社に損失をもたらした者は発生した損失を賠償し、その契約実行によって獲得した利益をすべて会社に返済しなければならない。

第 43 条 定款資本の増減

1. 会社は社員総会の決定に基づき、以下の方法によって定款資本を増資することができる；
 - a) 社員の出資増加；
 - b) 会社の資産価値増加に相応した定款資本金額の増額調整；
 - c) 新社員の出資受け入れ。
2. 社員の出資額を増加させる場合、追加出資は会社定款資本中の各社員の出資分に応じてそれぞれに配分される。追加出資しない社員がある場合、その出資分は他の社員にそれぞれの出資比率に応じて分割される。
3. 会社は社員総会の決定に基づき、以下の方法によって定款資本を減資することができる；
 - a) 会社の定款資本中の社員の出資比率に応じて、各社員に出資資本の一部を返還する；
 - b) 会社の資産価値減少に相応して定款資本を減額調整する；社員に出資分を返還した後も債務およびその他の資産義務の清算を保証しうる場合にのみ、会社は本項 a 号の規定による定款資本の増資を行う権利を有する。

第 44 条 利益分配の条件

有限責任会社は各社員への利益分配に当り、会社が経営利益を上げ、納税およびその他の法規に基づく財務的義務を完全に履行し、利益配分の直後も支払期限が到来

した債務およびその他の資産義務を満額履行し得る時にのみ、分配を行うことができる。

第 45 条 返還された出資あるいは分配された利益の回収

本法律第 43 条第 3 項の規定に反した定款資本の減資により出資金の一部が返還された場合、あるいは本法第 44 条の規定に反して社員に利益が分配された場合、全社員は受領した金額、その他の資産を会社に返還しなければならない、もしくは減資した資本に相当する債務または出資に応じて分配された利益について連帯責任を負わなければならない。

第 2 節 社員 1 名の有限責任会社

第 46 条 社員 1 名の有限責任会社

1. 社員 1 名の有限責任会社は一つの組織が所有者となる企業である。(以下、会社所有者という);所有者は企業の定款資本の範囲内で各債務およびその他の資産義務について責任を負う。
2. 会社所有者は会社の定款資本の一部または全部を他の組織・個人に譲渡する権利を有する。
3. 社員 1 名の有限責任会社は株券発行の権利を有さない。
4. 社員 1 名の有限責任会社は、経営登録証明書の交付日から法人資格を有する。

第 47 条 会社所有者の権利と義務

1. 会社所有者は以下の権利を有する;
 - a) 会社定款の内容・修正・補足の決定;
 - b) 会社の管理組織機関の決定、本法第 49 条に定める管理職の任命・解任・解職;
 - c) 会社の定款資本調整の決定;
 - d) 企業会計簿記載の資産総額の 50%またはそれ以上の価値を有する投資計画の決定;
 - e) 企業会計簿記載の資産総額の 50%またはそれ以上の価値を有する資産売却の決定;
 - f) 会社の経営活動の監察・追及・評価の組織;
 - g) 利益処分の決定;
 - h) 会社再構築の決定;
 - i) 本法律および会社定款に定めるその他の権利。
2. 会社所有者は以下の義務を有する;
 - a) 登録した金額・期限通りの出資;
 - b) 会社定款の遵守;
 - c) 会社と所有者との売買・貸借についての契約に関する法律規定の遵守;
 - d) 法律の規定に基づくその他の義務の履行。

第 48 条 会社所有者の権利の制限

1. 会社所有者は会社に出資した資本の一部または全部を直接引き上げることはできない。
2. 会社所有者は他の組織・個人への資本の一部または全部の譲渡という形態でのみ、資本を引き揚げる権利を有する。
3. 会社所有者は、会社が期限到来債務およびその他の資産義務を満額清算できない場合は、会社の利益を引き出すことはできない。

第 49 条 会社の管理組織機関

1. 社員 1 名の有限責任会社の内部管理組織機関は、経営の規模・部門・業種により、取締役会と社長（総社長）、あるいは会社会長と社長（総社長）より成る。
2. 社員 1 名の有限責任会社の取締役会あるいは会社会長・社長（総社長）の権限と義務は、この法律の規定および関連する法律規定を根拠として会社定款により定めるものとする。

第 50 条 定款資本の増減

社員 1 名の有限責任会社は、以下の方法により定款資本を増減できる；

1. 会社所有者の出資資本の増減；
2. 会社の資産価値に応じた定款資本額の調整。

第 IV 章 株式会社

第 51 条 株式会社

1. 株式会社とは次のような企業をいう；
 - a) 定款資本が株式と呼ばれるものにより多数の部分に分割されているもの；
 - b) 株主が企業への出資資金の範囲内でのみ、企業の債務およびその他の資産義務について責任を負うもの；
 - c) 本法第 55 条第 3 項と同第 58 条第 1 項に定める場合を除き、株主がその株式を他者に自由に譲渡する権利を有するもの；
 - d) 株主は組織・個人であることができ、その最低数は 3 名、その最高数は制限されない。
2. 株式会社は証券関係法の規定に基づき、公衆向けに証券発行する権利を有する。
3. 株式会社は経営登録証明書を交付された日から法人資格を有する。

第 52 条 株式の種類

1. 株式会社は普通株を有さなければならない。普通株の所有者を普通株主と呼ぶ。
2. 株主会社は優先株を有することができる。優先株所有者を優先株主という。
優先株には次のものがある；
 - a) 議決優先株；
 - b) 配当優先株；
 - c) 償還優先株；
 - d) 会社定款が定めるその他の優先株。

3. 政府が委任した組織と創立株主にかぎり、議決優先株を保有する権利を有する。創立株主の議決優先は、会社が経営登録証明書を交付された日から 3 年間に限って有効である。この期限を過ぎれば、創立株主の議決優先株は普通株となる。
4. 配当優先株・償還優先株、およびその他の優先株の購入購者は会社定款で定められ、あるいは株主総会で決定される。
5. 同一種類の全ての株式は、いずれもその所有者に同等の権利・義務・利益を生じさせる。
6. 普通株は優先株に転換することはできない。優先株は株主総会の決定により普通株に転換することができる。

第 53 条 普通株主の権利

1. 普通株主は以下の権利を有する；
 - a) 株主総会に出席し、総会の権限に属するすべての問題の議決に加わること；それぞれの普通株は 1 票の議決権を有する；
 - b) 株主総会の決定による額の配当を受けること；
 - c) 会社の各株主の普通株保有比率に応じて、発行新株を優先的に購入できること；
 - d) 会社の解散に際して、会社が債権者と他種の株主への生産を終えた後、出資株数に応じて残余財産の一部を受け取ること；
 - e) その他の本法と会社定款に定める諸権利；
2. 連続して 6 ヶ月以上の間、普通株の 10% 以上、もしくは会社定款に定めたより小さい別の比率以上の普通株を所有する株主または株主グループは次の権利を有する；
 - a) 取締役会および（もしあれば）監査役会に入る人物を推薦すること；
 - b) 株主総会の招集を要求すること；
 - c) 株主総会出席の権利を有する株主の名簿を調べ、その写本または要録を受け取ること；
 - d) その他、本法と会社定款に定める諸権利。

第 54 条 普通株主の義務

1. 購入約定株数の満額清算を行い、会社への出資金の範囲内で会社の債務およびその他の資産義務について責任を負うこと。
2. 会社定款と内部管理規程を遵守すること。
3. 株主総会・取締役会の決定を実行すること。
4. その他、本法および会社定款が定める義務を実行すること。

第 55 条 議決優先株と議決優先株主の権利

1. 議決優先株とは普通株より多くの議決票数を有する株式をいう。議決優先株 1 株の議決票数は会社定款で定める。
2. 議決優先株を所有する株主は次の権利を有する；

a) 本条第 1 項の規定に基づく議決票数をもって株主総会の権限に属する問題の議決を行うこと；

b) 本条第 3 項に定める場合を除く普通株主と同様のその他の諸権利。

3. 議決優先株を所有する株主はその株を他者に譲渡することはできない。

第 56 条 配当優先株と配当優先株主の権利

1. 配当優先株とは普通株の配当よりも高額な配当あるいは毎年安定した額の配当を受ける株式をいう。毎年の配当は固定配当と賞与配当より成る。固定配当は会社の経営結果に左右されない。固定配当の具体額と賞与配当の確定方法は配当優先株の株券に記載される。

2. 配当優先株を所有する株主は次の権利を有する；

a) 本条第 1 項に定める配当を受け取ること；

b) 会社解散の際に、会社が債権者と償還優先株への清算の終了後、出資株数に応じて会社の残存財産の一部を受け取ること；

c) 本条第 3 項に定める場合を除く普通株主と同様のその他の諸権利。

3. 配当優先株を所有する株主は議決権を有さず、株主総会に出席する権利、取締役会と監査役会の役員を選任権を有さない。

第 57 条 償還優先株と償還優先株主の権利

1. 償還優先株主は所有者の要求または償還優先株の株券に記載された条件に応じて、いつでも会社から出資の償還を受ける株式をいう。

2. 償還優先株を所有する株主は、本条第 3 項に定める場合を除き、普通株主と同様のその他の権利を有する。

3. 償還優先株を所有する株主は議決権、株主総会出席権、取締役会と監査役会の役員を選任権を有さない。

第 58 条 創立株主の普通株

1. 創立株主は会社が経営登録証明書を交付された日から当初の 3 年間、売却権を持つ普通株の 20%以上を共に保有しなければならない；創立株主の普通株は株主総会の承認を得れば株主以外の者に譲渡することができる。株式の譲渡を予定する株主はその株式譲渡についての議決に加わる権利を許さない。

2. 本条第 1 項に定める 3 年間の後は、創立株主の普通株に対する制限は撤廃される。

第 59 条 株券

株式会社が発行もしくは単数または一定数の株式所有権確認数を計算記載した証書を株券という。

株券には以下の主要内容を備えなければならない；

1. 会社の名称と事務所；

2. 経営登録証明書交付の番号と日付；

3. 株数と株式の種類；

4. それぞれの株式の額面および株券記載の株数の額面総額；

5. 記名株については株主名；
6. 株主譲渡手続きの概要；
7. 会社の法的代表者の署名と社印；
8. 株主登録後への登録番号と株券発行日付；
9. 優先株の株券については、本法第 55 条・56 条・57 条の規定によるその他の内容。

第 60 条 株主登録簿

1. 株式会社は経営登録証明書を交付された時より、株主登録簿を作成し、保管しなければならない。
株主登録後は以下の主要内容を備えるものとする；
 - a) 会社の名称・事務所；
 - b) 売却権付き株式総数、売却権付き株式の種類およびその種類毎の株数；
 - c) 種類毎の売却済み株式総数および出資された株式資本の価値；
 - d) 株主の姓名・住所、各株主の種類毎の株数、株式登録日付。
2. 株主登録簿は会社事務所あるいはその他の場所に保管されるが、経営登録機関と全株主にこれを文書で通知しなければならない。

第 61 条 株式の売却と譲渡

1. 取締役会は株式の売却価値を決定する。株式売却価格は以下の場合を除き、売却時点における市場価額を下回ってはならない；
 - a) 経営登録の後、初めて株式が売却される場合；
 - b) 株主が保有する会社株数比率に応じて全株主に株式が売却される場合；
 - c) 仲介人または保証人に株式が売却される場合。この場合、仲介人・保証人への手数料分与を除き株式売却価格は市場価格を下回らないものとする。手数料の確定は売却時点における株価の百分比による。
2. 株主の売却または譲渡は、本法第 60 条第 1 項 d 号に定める情報が株主登録簿に正確かつ遺漏なく記入された時をもって行われたものとされる；この時点以後、株式の購入者または譲渡を受けた者は会社の株主となる。
3. 株式購入登録の清算が完了した後、会社は株主の要求にしたがって株券を発行する。株券が紛失・破損・焼失、またはその他の事情により損傷した場合、株主は直ちにこれを会社に通報しなければならず、会社に再交付を要求する権利を有するが、所定の手数料を支払わなければならない。
会社は株券なしで株式を販売することができる。この場合、株主登録簿に記入された本法第 60 条第 1 項 d 号に定める株主関係情報は、その株主の会社株式所有権を十分に実証するものとなる。
4. 株式売却の手続きと手順は証券関係法の規定に基づいて行われる。

第 62 条 債券の発行

1. 株式会社は法律の規定と会社定款に基づき、社債・転換社債およびその他の債券を発行する権利を有する。

2.取締役会は債券の種類、債権の総額・発行時点を決定する。

第 63 条 株式・債券の購入

株式会社の株式・債券は、ベトナム通貨・自由交換外貨・金、土地使用権の価値、知的所有権・技術・技術ノウハウの価値、その他会社定款に定める資産により購入することができるが、一括清算しなければならない。

第 64 条 株主の請求による株主の買い戻し

- 1.会社の再構築、または会社定款に定める株主の権利・義務の変更に関する決定に反対投票した株主は、自らの所有株を会社に買い戻すよう請求する権利を有する。この請求は文書によらなければならない。これには株主の姓名・住所、種類毎の株数・売却予定価格、買い戻し請求の理由を明記するものとする。請求は、株主総会がこの項に述べた問題についての決定を採択した日から 10 日以内に会社に送付されなければならない。
- 2.会社は請求を受けた日から 90 日以内に本条第 1 項に定める株主の請求にしたがって、市場価格あるいは会社定款に定める原則による価格により株主を買い戻さなければならない。価格についての合意が成立しない場合は、それぞれの側は仲介人あるいは裁判所に対して法律規定に基づく解決を要請する権利を有する。

第 65 条 会社の決定による株式の買い戻し

株式会社は売却済み普通株の 30%以内、売却済みの他種の株式の一部または全部を、以下の規定に基づいて買い戻す権利を有する；

- 1.それぞれの種類の売却済み株式総数の 10%以上を買い戻す場合は、株主総会の決定による。その他の場合、株式会社買い戻しは取締役会が決定する。
- 2.取締役会は株式の買い戻し価格を決定する。普通株については、本条第 3 項に定める場合を除き、買い戻し価格はその時点における市場価格を上回ることはできない。他の種類の株式については、会社定款に定めがなく、あるいは会社と関連株主との間に別の合意がないのであれば、買い戻し価格は市場価格を下回ってはならない。
- 3.会社は各株主の社内持株比率に応じてその株式を買い戻すことができる。この場合、会社の株式買い戻し決定は、その決定が採択された日から 30 日以内に全株主に通知されなければならない。その通知には会社の名称と事務所、株式総数と買い戻される株式の種類、買い戻し価格あるいは買い戻し価格設定の原則、清算の手続きと期限、および株主の会社への持株売却の期限が記される必要がある。株主は通知の日から 30 日以内に会社に持株売却を委託しなければならない。

第 66 条 買い戻し株式の清算と処理の条件

- 1.会社は買い戻し株の清算を完了した後も各債務およびその他の資産義務を保証し得る場合にのみ、本法第 64 条・65 条の規定による買い戻し株の株主への清算を行う権利を有する、
- 2.本法第 64 条・65 条の規定によって買い戻された全株式は、売却権付き株式数のうちの未売却株とみなされる。

3. 買い戻し株の清算が完了した後、企業会計簿記載の資産総額が10%以上減少した場合、会社は買い戻し株清算完了の日から15日以内に全債権者に通知しなければならない。

第67条 配当の支払

1. 会社は、経営が利益を上げ、納税および法規に基づくその他の財務的義務を完了し、所定の配当金総額を支払った直後も期限到来債務およびその他の資産義務の清算を保証し得る場合にのみ、株主に配当を支払うことができる。
2. 取締役会は配当支払日の30日以上前に、配当を支払う株主の名簿を作成し、種類枚の株式配当水準、支払の期限と形式を確定しなければならない。配当支払通知は支払実施の15日以上前に全株主に送付されなければならない。その通知には、会社の名称、株主の姓名・住所、株主の種類毎の持株数、株主が受け取る1株当たりの配当金額と配当金総額、配当支払の時点と方式が記されなければならない。
3. 株主が株主名簿作成終了時点と配当支払時点の間の期限にその持株を譲渡すれば、譲渡した者が会社からの配当受領者となる。

第68条 買い戻し株式精算金あるいは配当金の回収

本法第66条第1項の規定に反して買い戻し株の清算が行われた場合、あるいは同67条第1項の規定に反して株式配当が支払われた場合、全株主は受領した金額またその他の資産を会社に返還しなければならない；返還しない株主があった場合、その株主と取締役会構成員は会社の債務について連帯責任を負わなければならない。

第69条 株式会社の管理組織機関

株式会社は株主総会、取締役会および社長（総社長）を置かなければならない；11名以上の株主がある株式会社は監査役会を設置しなければならない。

第70条 株主総会

1. 株主総会は議決権を有する全株主によって構成され、株式会社の最高議決機関となる。
2. 株主総会の権限と任務は次の通りである；
 - a) 株式の種類と種類毎の売却権付き株式総数を決定し、株式の種類毎の年次配当を決定すること；
 - b) 取締役会構成員、監査役会構成員を選出・解任・罷免すること；
 - c) 会社と会社株主に損失をもたらす取締役会、監査役会の違反を審議し、処理すること；
 - d) 会社の再構築・解散を決定すること；
 - e) 会社定款に定める売却権付き株式数の範囲内での新株発行による定款資本調整の場合を除き、会社定款の修正・補足を決定すること；
 - f) 年次財務報告を採択すること；
 - g) 会社の発展方針を採択し、企業会計簿記載の資産総額の50%またはそれ以上の価値を有する資産売却を決定すること；

- h) それぞれの種類の売却済み株式総数の 10%以上の買戻しを決定すること;
- i) 本法と会社定款に定めるその他の権限と任務。

第 71 条 株主総会招集の権限

1. 株主総会は毎年 1 回以上開催される。
2. 株主総会は以下の状況下で招集される;
 - a) 取締役会の決定による場合;
 - b) 本法第 53 条第 2 項に定める株主または株主グループの要求による場合;または本法第 86 条に定める管理者の義務に取締役会が重大な違反を犯した際、および取締役会が委ねられる権限を越える決定を下した際の監査役会の要求による場合、その他会社定款に定める状況による場合;
3. 取締役会は本条第 2 項に定める要求を受けた日から 30 日以内に、株主総会を招集しなければならない。

取締役会が株主総会を召集しなかった場合、監査役会は取締役会に代わってこの法律に基づき株主総会を招集しなければならない。

監査役会が株主総会を召集しなかった場合、本条第 2 項 b 号に定める要求を有する株主、株主グループは、取締役会・監査役会に代わってこの法律の規定に基づき株主総会を招集する権利を有する。

株主総会を招集し、進行させるための全費用は会社が返済するものとする。

4. (総会) 招集者は株主総会への出席権を有する株主の名簿を作成し、株主名簿に関連する情報と問題解決方策を提示するとともに、総会の日程と内容の確定、資料準備、総会の日時・場所の確定、本法に基づく総会への出席権を有する各株主への招待状を送付しなければならない。

第 72 条 株主総会への出席権を有する株主名簿

1. 株主総会への出席権を有する株主名簿は、会社の株主登録後に基づく。株主総会への出席権を有する株主名簿は招集の決定があった時に作成されるが、総会開催日の 10 日以上前に作成を終わらなければならない。
2. 株主総会への出席権を有する株主名簿には、個人株主についてはその姓名と住所;組織株主についてはその事務所、株主毎の種類別株数が記されていないなければならない。
3. 株主総会への出席権を有する株主名簿に記載されたそれぞれの株主は、いずれも自らに関連する情報の提供を受ける権利を有する。
4. 本法第 53 条第 2 項に定める株主または株主グループは、株主総会への出席権を有する株主名簿を審査する権利を有する。
5. 株主総会への出席権を有する株主名簿中の株主は、自らに関する誤った情報の訂正、必要な情報の補足を要求する権利を有する。

第 73 条 株主総会の議事日程と内容

1. 株主総会召集者は議事日程と会議内容を準備しなければならない。

2. 本法第 53 条第 2 項に定める株主または株主グループは、株主総会の議事日程に含める問題を提案する権利を有する。提案は文書でなされ、開催日の 3 日以上前に会社に送付される必要がある。提案に株主の姓名、株主の種類毎の持株数、会議の議事日程に含めるよう提案する問題が明記されなければならない。
3. 株主総会招集者は以下の状況の一つがある時にのみ、本条 2 項に定める提案を拒否する権利を有する；
 - a) 提案が期限通りに送付されて来なかった場合、あるいはその内容が不十分・不正確である場合；
 - b) 提案される問題が株主総会の決定権限に属していなかった場合；
 - c) 会社定款に定めるその他の場合。

第 74 条 株主総会への招聘

1. 株主総会招聘者は総会開催日の 7 日以上前に総会出席権を有する全株主に総会への招待状を送付しなければならない。
2. 招待状には議事日程、決定採択の基礎となる討論資料が添付されなければならない。

第 75 条 株主総会出席の権利

1. 株主は株主総会に直接出席し、あるいは文書により他の者 1 名に出席の権利を委託することができる。
2. 株主名簿作成終了の日から株主総会の開催日までの間に株式が譲渡された場合、譲渡を受けた者は譲渡した者に代わり、譲渡された株式について総会出席の権利を有する。

第 76 条 株主総会進行の条件、方法

1. 株主総会は、議決権を有する株数の 51% 以上を代表する株主の出席があれば進行することができる。
2. 最初の総会が本条第 1 項の規定による進行条件を満たさなかった場合、その総会開催予定日から 30 日以内に第 2 回の総会が招集される。第 2 回の総会は議決権を有する株数の 30% 以上を代表する株主の出席があれば進行することができる。その具体的比率は会社定款で定める。
3. 第 2 回の総会が本条第 2 項の規定による進行条件を満たさなかった場合、第 2 回総会の開催予定日から 20 日以内に第 3 回の総会が招集される。この場合株主総会の会議は出席株主数に関わらず進行することができる。
4. 改めて召集された株主総会にかぎり、本法第 74 条第 2 項の規定による送付済み総会招待状添付の議事日程を変更する権利を有する。
5. 株主総会の進行方法、議決の形式は会社定款で定める。

第 77 条 株主総会の議決採択

1. 株主総会は総会における議決あるいは文書による意見収集の形態によって、その権限に属する諸決定の採択を行う。
2. 株主総会の決定は以下の状況のもとで採択される；

- a) 全出席株主の議決票数の 51%以上を代表する株主が賛成した場合。具体的比率は会社定款で定める；
 - b) 株主の種類と種類毎の売却権付き株式数に関する決定；会社定款の修正・補足に関する決定；会社の再構築・解散に関する決定；企業会計簿記載の資産総額の 50%以上の売却に関する決定は、出席株主の議決票数の 65%以上を代表する株主の賛成がなければならない。具体的比率は会社定款で定める。
3. 決定採択が文書による意見収集の形で行われる場合、議決総票数の 51%を代表する株主の賛成であれば、その決定は採択される。具体的比率は会社定款で定める。
4. 株主総会の決定は、その決定が採択された日から 15 日以内に、株主総会への出席権を有する株主に通知されなければならない。

第 78 条 株主総会の記録

1. 株主総会は会社の記載簿に記載されなければならない。記載簿は以下の主要内容を記さなければならない；
- a) 株主総会開催の日時と場所；
 - b) 総会の議事日程
 - c) 議長と書記；
 - d) 総会で発表された意見の概要；
 - e) 総会で討論・議決された問題；賛成票数・反対票数・白票数；採択された問題；
 - f) 出席株主の議決総票数；
 - g) それぞれの議決問題に対する議決総票数；
 - h) 議長と書記の姓名と署名。
2. 株主総会の記録は総会閉会までに作成を終え、採択されなければならない。

第 79 条 株主総会の決定・破棄の要求

株主・取締役会構成員・社長（総社長）・監査役会は、株主総会の決定が採択された日から 90 日以内に、以下の状況における総会決定を審査・破棄するよう裁判所に要求する権利を有する；

- 1. 株主総会召集の手順と手続きがこの法律の規定と会社定款に則っていなかった場合；
- 2. 決定の内容が法律の規定あるいは会社定款に違反していた場合。

第 80 条 取締役会

1. 取締役会は会社の管理機関であり、株主総会の権限に属する問題を除き、会社の目的・権利に関連する全ての問題を決定するための会社名による全権を有する。
2. 取締役会は、以下の権限と任務を有する；
- a) 会社の発展戦略の決定；
 - b) 株式の種類と種類毎の株式総数の提案；
 - c) 種類毎の売却権付き株式総数の範囲内での新株売却の決定；その他の形式による増資の決定；

- d) 投資計画の決定；
 - e) 市場・マーケティング・技術開発対策の決定；企業会計簿の記載の資産総額の50%またはそれ以上、もしくは会社定款に定めたより小さい比率以上の価値を有する売買・貸借、あるいはその他の契約の採択；
 - f) 社長（総社長）および会社の重要経営幹部の任命・解任・解職；その経営幹部への報酬とその他の利益の決定；
 - g) 会社の組織機関、内部管理規定の決定、子会社の設立、支店・代表事務所の設置、他企業への出資、株式購入の決定；
 - h) 株主総会への年次財務決算報告の提出；
 - i) 支払配当の提案、配当支払の期限と方法、または経営過程で生じた損失処理の決定；
 - j) 会社の株式・社債の売却価格決定；ベトナム通貨・自由交換外貨・金以外の出資資産の価格の確定；
 - k) 株主総会の議事日程、総会向け資料内容の審議承認、総会招集または総会における決定採択のための意見収集手続きの実施；
 - l) 各種の売却済み株式の10%を超えない買い戻しの決定；
 - m) 会社の再構築または解散の提案；
 - n) その他、本法および会社定款が定める権限と任務。
3. 取締役会は、会議における議決、文書による意見収集、その他会社定款が定める方式により、決定の採択を行う。取締役会の各構成員は議決時の1票を有する。
4. 取締役会には11名を超えない構成員を置く。取締役会構成員の具体的任期・資格基準・人数は会社定款で定める。

第81条 取締役会会長

- 1. 取締役会はその構成員の中から取締役会長を選出する。取締役会会長は、会社定款に別の規定がある場合を除き、会社社長（総社長）を兼ねることができる。
- 2. 取締役会会長は以下の権限と任務を有する；
 - a) 取締役会の長期活動計画、活動計画の作成；
 - b) 取締役会会議の議事日程内容、諸資料の準備；取締役会の招集と主催；
 - c) 他の形態による取締役会の決定採択の組織；
 - d) 取締役会の決定遂行過程の追求；
 - e) 株主総会の主催；
 - f) その他、本法と会社定款に定める権限と任務。
- 3. 取締役会会長が欠席あるいは委ねられた任務の遂行能力を失っている場合、取締役会会長から委任を受けた構成員が取締役会会長の権限と任務を遂行することとなる。委任を受けた構成員がない場合、残りの構成員は暫定的に取締役会会長の職務に当たる者を選定する。

第82条 取締役会の会議

- 1. 取締役会会長は以下の要領で取締役会の会議を招集する権限を有する；

- a) 各四半期に最低1回、必要な場合は臨時の会議を招集する；
 - b) 監査役会または会社定款に定めるその他の者の提案による招集する；
2. 取締役会の会議は構成員総数の3分の2以上の出席があれば進行することができる。取締役会の決定は、出席構成員の多数決で承認されれば採択される。(出席構成員の)議決票数が同数であれば、最終決定は取締役会会長の意見がある側に帰属する。
 3. 取締役会の招集と会議進行の手続きは、会社定款又は内部管理規程によって定める。
 4. 取締役会の会議は記録簿にもれなく記載されなければならない。主催者と書記は取締役会記録の正確性・忠実性について記載に責任を負う。

第 83 条 取締役構成員の情報提供を受ける権利

1. 取締役会構成員は、会社および社内の各事業単位の財務状況・経営活動に関する情報・資料を提供するよう、社長(総社長)・副社長(副総社長)、その他の社内事業単位の経営幹部に要求する権利を有する。
2. 要求を受けた経営幹部は、取締役会構成員の要求による情報・資料を機を失せず十分かつ正確に提供しなければならない。

第 84 条 取締役会構成員の解任・罷免・補充

1. 取締役会構成員は以下の状況にある場合に解任される；
 - a) 民事行為能力を失い、または制限された場合；
 - b) 辞職した場合；
 - c) その他、会社定款に定められた状況にある場合。
2. 取締役会構成員は株主総会の決定によって罷免される。
3. 取締役会構成員数の減少が会社定款に定める定員の3分の1を超えた場合、取締役会は 60 日以内に株主総会を招集し。取締役会構成員の補充選出を行わなければならない。
その他の場合には、解任・罷免された取締役会構成員に替わる新たな構成員の選出は、最も近い株主総会において行われることになる。

第 85 条 会社社長(総社長)

1. 取締役会はその構成員の中の 1 名あるいはその他の者を社長(総社長)に任命する。取締役会会長は会社社長(総社長)を兼ねることができる。会社定款が取締役会会長を法的代表者と定めていない場合は、社長(総社長)が会社の法的代表者となる。
社長(総社長)は会社の日常活動の運営者であり、委ねられた権限と任務の遂行について取締役会に対して責任を負う。
2. 社長(総社長)は以下の権限と任務を有する；
 - a) 会社の日常活動の全ての問題についての決定を行う；
 - b) 取締役会の決定を遂行する；
 - c) 会社の経営計画と投資案件を遂行する；

- d) 会社の組織機構配置計画・内部管理規程を提案する；
- e) 取締役会が任命・解任・解職を行う役職を除き、社内の管理職の任命・解任・解職を行う；
- f) 社長（総社長）権限による任命管理幹部を含め、社内の労働者への給与および（もしあれば）手当を決定する；
- g) その他、法律・会社定款の規定、取締役会の決定に基づく権限と任務。

第 86 条 会社経営者の義務

取締役会・社長（総社長）およびその他の社内経営幹部は、その責任と権限の範囲内で以下の義務を有する；

1. 会社および会社株主の利益のために、忠実・有能な方法で委任された権限と任務を果たすこと；
2. 本人、他の者の私的営利のためにその地位と権限を乱用せず、会社の資産を使用しないこと；会社の資産を他者に流用させないこと；取締役の承認がある場合を除き、会社機密を漏洩しないこと；
3. 会社が支払期限までに債務およびその他の資産義務の満額清算ができない場合には、次の措置を取ること；
 - a) 会社の財務状況を全ての債権者に通知する；
 - b) 管理職を含む会社の労働者職員に給与の増額、賞与の支給を行う；
 - c) 本項 a・b 号に定める義務の不履行により債権者にもたらした損失について個人的責任を負う；
 - d) 会社財務の困難を克服する方策を提案する。
4. その他、法律と会社定款が定める義務。

第 87 条 株主総会または取締役会の承認を要する契約

1. 取締役会構成員・社長（総社長）・監査役構成員、議決権付き株式数の 10% 以上を所有する株主、およびこれらの関係者に対する会社の経済契約・民事契約は、専ら以下の規定にしたがって締結されるものとする；
 - a) 企業会計簿記記載資産総額の 20% 以上の価値を有する契約については、締結に先立って株主総会の承認を得なければならない。その契約の締結当事者である株主、あるいは当事者に関係を有する株主は議決権を持たない；
 - b) 企業会計簿記記載資産総額の 20%、またはそれ以下の価値を有する契約については、締結前に取締役会の承認を必要とする。その契約の締結当事者である取締役会構成員、あるいは当事者に関係を有する取締役会構成員は議決権を持たない。
2. 本条第 1 項に定める契約が、締結に先立って株主総会または取締役会の承認を得ないまま締結された場合、その契約は無効であり、法律の決定に基づいて処理される。会社に損失をもたらした者はこれを賠償しなければならない。

第 88 条 監査役会の権限と任務

1. 株主 11 名以上を有する株式会社は、3 名ないし 5 名の構成員から成る監査役会を置かなければならず、そのうち少なくとも 1 名は会計専門家でなければならない。監査役会はその構成の中から監査役会会長を選出するが；監査役会長は株主でなければならない。監査役会会長の権限と任務は会社定款によって定める。
2. 監査役会は以下の権限と任務を有する；
 - a) 経営活動の管理・運営・会計簿記録・財務報告の中の合理性・合法性を検査する；
 - b) 会社の年次財務報告を審査確定し；必要とみられる場合、あるいは株主総会の決定、本法第 53 条第 2 項に定める株主・株主グループの要求があった場合に、会社活動の管理運営に関する具体的問題をそれぞれ検査する；
 - c) 活動の結果を取締役に常時通知し；株主総会に諸報告・結論・提案を提出する前に取締役会の意見を参考にする；
 - d) 株主総会に、会社の記録、証書の保管、会社帳簿の作成、財務報告およびその他の諸報告の正確性・忠実性・合法性について報告し、また、会社の経営活動の運営管理についてその忠実性・合法性を報告する；
 - e) 会社の経営活動の運営管理に当る組織機関の補足・修正・改善方法を提案する；
 - f) その他、本法と会社定款の規定に基づく権限と任務；本項 a・b 号に定める検査は、取締役会の日常常の活動を妨げてはならず、会社の日常の経済経営活動の運営を中断するものであってはならない。

第 89 条 監査役会への情報の提供

取締役会・取締役会構成員・社長（総社長）；その他の経営幹部は、株主総会が別の決定をしている場合を除き、監査役会の要求にしたがって会社の経営活動に関する情報・資料を十分かつ機を失せず提供しなければならない。

監査役会・監査役会構成員は会社の機密を漏らしてはならない。

第 90 条 監査役会構成員となりえない人物

（以下の者は監査役会構成員となることはできない。）

1. 取締役会構成員・社長（総社長）；取締役会構成員および社長（総社長）の関係者、その会社の会計責任者。
2. 密輸、偽商品の製作・売買、不法取引・脱税・顧客詐欺、およびその他法規に基づく犯罪を起こしたことにより、刑事責任追及中の者、あるいは刑罰服役中の者、または裁判所によって就業権を剥奪された者。

第 91 条 監査役会に関連するその他の問題

監査役会の任期、監査役会構成員の業務制度・報酬は会社定款で規定し、または株主総会で決定する。

監査役会は任務遂行中に犯した会社に損失をもたらす誤りについて、株主総会に対して責任を負う。

第 92 条 会計監査が必要

法律によって会計監査を必要とされる株式会社については、その年次財務報告は、株主総会の審議・採択のために提出されるに前に、独立会計監査組織によって確認されなければならない。

第 93 条 株式会社の情報公開

1. 株式会社はその会計年度終了の日から 90 日以内に、株主総会で採択された年次財務報告を税務機関と経営登録機関に送付しなければならない。
2. 年次財務報告内容の概要は全株主に通知されなければならない。
3. すべての組織、個人は経営登録機関において、株式会社の年次財務報告を閲覧また写しを取る権利を有するが、その費用を支払わなければならない。

第 94 条 株主総会の資料保管制度

1. 株式会社は以下の資料を保管しなければならない；
 - a) 会社定款；会社定款の修正、補足；会社の内部管理規程；株主登録簿；
 - b) 経営登録証明書；経営登録変更証明書；工業所有権証明書；製品品質登録証明書；
 - c) 会社の資産所有権を確認する資料、証書；
 - d) 株主総会、取締役会の記録；採択された諸決定；
 - e) 証券発行の趣意書原本；
 - f) 監査役会報告、監査機関の結論、独立会計監査組織の結論；
 - g) 会計簿、会計帳簿、年次財務報告；
 - h) その他法律の規定に基づく諸資料。
2. 株式会社の本条第 1 項に定める諸資料を、その本店またはその他の場所において保管しなければならないが、これを株主および経営登録機関に通知しなければならない。保管の期間は法律の規定にしたがって定める。

第 V 章 合名会社

第 95 条 合名会社

1. 合名会社とは以下のような事業体をいう；
 - a) 最低 2 名の合名社員を必要とする；合名社員以外に出資社員を置くことができる；
 - b) 合名社員は職業的な専門水準と威信を備えた個人でなければならない、会社の義務についてその全資産をもって責任を負わなければならない；
 - c) 出資社員は会社への出資資金の範囲内でのみ、会社の債務について責任を負う。
2. 合名会社はいかなる種類の証券を発行することはできない。

第 96 条 社員の権利と義務

1. 合名社員は会社管理の権利を有し；会社名において経営活動を進め；会社の諸義務について連帯して責任を負う。

2. 出資社員は会社定款に定める比率に基づいて利益配分を得る権利を有するが；会社管理と会社名による経営活動に参加することはできない。
3. 合名会社社員は法律規定と会社定款に基づくその他の権利と義務を有する。

第 97 条 合名会社の管理

1. 合名会社管理の組織機関は、会社定款の中の合名社員の合意による。
2. 各合名社員は会社の経営問題を決定する場合、同等の権利を有する。

第 98 条 合名会社の設立・管理・活動機関に関する具体的規定

政府は本法と関連諸法の規定に基づき、合名会社の設立、その管理と活動機関について具体的に規定する。

第 VI 章 個人企業

第 99 条 個人企業

個人企業とは一個人が事業主となり、企業の全活動に関してその資産全体をもって自ら責任を負う事業体をいう。

第 100 条 企業主の投資資金

1. 個人企業の投資資金は企業主の自己調達による。個人企業主は、投資総額を正確に開示する義務を有し、これにはベトナム通貨・自由交換外貨・金、およびその他の資産による資金額を明らかにするものとする；その他の資産については資産の種類、種類毎の数量と残余価値を明らかにしなければならない。
2. 企業の経営活動に使用される全ての資金と資産は、借入金と借用資産を含めいずれも企業の会計簿と財務報告にもれなく記録されなければならない。
3. 個人企業主は活動過程で企業の経営活動への自らの投資資金を増減させる権利を有する。企業主の投資資金の増減は会計簿にもれなく記帳されなければならない。投資資金の減額が登録済み投資資金を下回る場合、個人企業主は経営登録機関に報告した後でのみ、資金を減額することができる。

第 101 条 企業経営

1. 個人企業主は企業の経営活動すべてについて決定する全権を有し；納税および法律の規定に基づくその他の財務的義務履行後の利益の用途を決定する全権を有する。個人企業主は直接あるいは他者を雇用して、経営活動の運営管理を行うことができる。他者を雇用して企業管理の監督者とする場合、個人企業主はこれを経営登録機関に報告しなければならない。企業の全経営活動について責任を負わなければならない。
2. 個人企業主は企業に関連する紛糾の紛争中は仲裁機関または裁判所に対し、原告・被告、あるいは関連する権利・義務・利益を有するものとなる。
3. 個人企業主は企業の法的代表者となる。

第 102 条 企業のリース

個人企業主は自らの企業全体をリースする権利を有するが、公証を得たリース契約書の写しを添付して、これを文書で経営登録機関・税務機関に報告しなければならない。個人企業主はリース期間中も、企業所有主としての資格をもって法的責任を負わなければならない。企業の経営活動に対する所有者とリースを受けた者の権利と責任は契約の中で定める。

第 103 条 個人企業の売却

1. 個人企業主は自らの企業を他者に売却する権利を有する。個人企業主は購入者に企業を譲渡する日の 15 日以上前に経営登録期間に文書でこれを通知しなければならない。通知には企業の名称・店舗；購入者の名称・住所；企業の未決済債務の総額；それぞれの債権者の名称・住所・債権額・決済期限；労働契約および締結しながら実施が未終了のその他の諸契約、およびこれらの契約の解決方法を明記しなければならない。
2. 個人企業主は企業を売却した後も、企業の購入者・売却者・債権者の間で別の合意がある場合を除き、企業が履行し終えていない諸債務とその他の資産義務について責任を負わなければならない。
3. 企業の売却者・購入者は労働関係法の規定を遵守しなければならない。
4. 企業の購入者は、この法律の規定に基づき経営再登録をしなければならない。

第 104 条 活動の中断

個人企業主は企業の経営活動を中断する権利を有するが、経営活動中断に先立つ 15 日以上前に、経営登録機関と税務期間に中断期間について文書で報告しなければならない。企業主は活動中断の期間中も未納付の税額をもれなく納付し、各債権者に対して責任を負うとともに、企業主・顧客・労働者に別の合意がある場合を除き、顧客と労働者に対する締結済み契約履行の責任を負わなければならない。

第 VII 章 企業の再構築・解散・破産

第 105 条 企業の分割

1. 有限責任会社、株式会社はいくつかの同種の会社に分割することができる。
2. 有限責任会社、株式会社の分割手続きを以下のように定める。
 - a) 被分割会社の社員総会・会社所有者あるいは株主総会は、本法の規定および会社定款にしたがって会社分割の決定を採択する。会社分割決定は次の主要内容を備えなければならない；現在の会社の名称・事務所；設立予定の会社数；会社資産分割の原則と手続き；労働者雇用対策、被分割会社から新設立会社への出資分、株式・社債の移動期限と手続き；被分割会社の諸義務解決の原則；会社分割実施の期限、会社分割の決定は決定採択の日から 15 日以内にすべての債権者に送付されなければならない；労働者に通知されなければならない；
 - b) 新設立会社の社員・会社所有者あるいは株主は、定款を採択すると、社員総会会長・会社会長・取締役会・社長（総社長）を選出または任命し；本法の規定に

したがって経営登録を行う。この場合、経営登録書類には本項 a 号に定める会社分割決定を添付しなければならない。

3. 各新会社の経営登録を終えた後、被分割会社はその存在を終了する。各新会社は被分割会社の未清算の債務・労働契約およびその他の資産義務について連帯して責任を負わなければならない。

第106条 企業の分離

1. 有限責任会社・株式会社は、同種の単数あるいは一定数の新会社（以下、被分離会社という）を設立するために、会社（以下、分離会社という）の現有資産の一部を移動することにより分離を行うことができる；分離会社の権利・義務の一部も被分離会社に移動するが、分離会社が存在を終了するということではない；
2. 有限責任会社、株式会社の分離手続きを以下のように定める；
 - a) 分離会社の社員総会・会社所有者あるいは株主総会は本法の規定および会社定款にしたがって会社分離の決定を採択する。会社の分離決定には次の主要内容を備えなければならない；分離会社の名称・事務所；設立予定の被分離会社数；労働者雇用対策；分離会社から被分離会社に移動する資産価値・権利・義務；会社分離の実施機関。会社分離の決定は、決定採択の日から 15 日以内にすべての債権者に送付されなければならない、労働者に通知されなければならない；
 - b) 被分離会社の社員・会社所有者または株主総会は定款を採択するとともに社員総会会長・会社会長・取締役会・社長（総社長）を選出または任命し、本法の規定にしたがって経営登録を行う。この場合、経営登録書類には本項 a 号に定める会社分離の決定を添付しなければならない。
3. 経営登録の終了後、分離会社と被分離会社は分離会社の未清算の債務、労働契約およびその他の資産義務について連帯して責任を負わなければならない。

第107条 企業の統合

1. 同種の二社あるいは一定数の会社（以下、被統合会社という）は、その全ての資産、権利・義務および合法的利益を新規会社に移転することによって統合され、一社の新会社（以下、統合会社という）が成立し、同時に被統合会社はその存在を終了する。
2. 会社統合の手続きを以下のように定める；
 - a) 被統合各会社は統合契約を準備する。統合契約には次の主要内容を備えなければならない；被統合各会社の名称・事務所；統合会社の名称・事務所；統合の手続きと条件；労働者雇用対策；資産移転の期限・手続き・条件；被統合会社の出資分・株式・社債から統合会社の出資分・株式・社債への転換；統合実施の期限；統合会社定款の草案；
 - b) 被統合各会社の社員・会社所有者または株主総会は、統合契約、統合会社の定款を採択するとともに、統合会社の社員総会会長・会社会長・取締役会・社長（総社長）を選出または任命し；本法の規定にしたがって統合会社の経営登録を

行う。この場合、経営登録書類には統合契約を添付しなければならない。統合契約は採択の日から 15 日以内にすべての債権者に送付されなければならない、労働者に通知されなければならない。

3. 登録の終了後、被統合各会社はその存在を終了する。統合会社は統合された会社の諸権利と合法的利益を受け継ぐとともに、その未清算の債務労働契約およびその他の資産義務について責任を負う。

第 108 条 企業の合併

1. 同種の一社または一定数の会社（以下、被合併会社という）は、そのすべての資産・権利・義務および合法的利益を別の一会社（以下、合併会社という）に移転することにより、その一社に合併されることができ、同時に被合併会社はその存在を終了する。
2. 会社合併の手続きを以下のように定める；
 - a) 関連する各会社は合併契約と合併会社の定款草案を準備する。合併契約は次の主要内容を備えなければならない；合併会社の名称・事務所；被合併会社の名称・事務所；合併の手続きと条件；労働者雇用対策；被合併会社から合併会社への資産の移転、出資分・株式・社債の合併会社のそれへの転換の手続き・条件・期限；合併実施の期限；
 - b) 関連する各会社の社員・会社所有者また株主は合併契約と合併会社の定款を採択し；本法の規定にしたがって合併会社の経営登録を行う。この場合、経営登録書類には合併契約を添付しなければならない。合併契約は採択された日から 15 日以内に、すべての債権者に送付されなければならない、労働者に通知されなければならない；
 - c) 経営登録の終了後、合併会社は被合併会社の諸権利と合法的利益を受け継ぎ、その未清算の債務、労働契約およびその他の資産義務について責任を負う。

第 109 条 会社の転換

有限責任会社は、株式会社に転換することができ、あるいはその逆（の転換）も可能である。有限責任会社は、株式会社（以下、被転換会社という）から株式会社・有限責任会社（以下、転換会社という）への転換手続きを以下のように定める。

1. 社員総会・会社所有主または株主総会は転換の決定と転換会社の定款を採択する。転換の決定には次の主要内容を備えなければならない。被転換会社の名称・事務所；転換会社の名称・事務所；被転換会社から転換会社への資産・出資分・株式・社債の移転期限と条件；労働者雇用対策；転換実施の期限；
2. 転換の決定は採択の日から 15 日以内に、すべての債権者に送付されなければならない。労働者に通知されなければならない。
3. 転換会社の経営登録はこの法律の規定にしたがって行う。この場合、経営登録書類には転換の決定を添付しなければならない。

経営登録の終了後、被転換会社はその存在を終了する。転換会社は被転換会社の諸権利と合法的利益を受け継ぎ、その未清算の債務、労働契約およびその他の資産義務について責任を負わなければならない。

第110条 社員1名の有限責任会社の転換

1. 会社所有者が定款資本の一部を他の組織・個人に譲渡する場合、会社所有者と譲渡を受ける者は、譲渡の日から15日以内に経営登録機関に対し、社員数の変更を登録しなければならない。本項に定める変更登録の日以後、会社は社員2名以上の有限責任会社に関する諸規定にしたがって経営され活動する。
2. 会社所有者が定款資本全部を1個人に譲渡する場合、会社所有者は譲渡手続きの終了日から15日以内に経営登録機関に対して経営登録簿から会社名を抹消するよう要求しなければならない。譲渡を受けた者は本法の規定にしたがって個人事業形態による経営登録を行わなければならない。譲渡を受けた者は、会社所有者を譲渡を受けた者および会社の債権者との間に別の合意がある場合を除き、有限責任会社のすべての義務を受け継ぎ、すべての権利と合法的利益を得ることとなる。

第111条 企業の解散の事例

(企業の解散は以下の状況下で行われる。)

1. 定款に記された活動期間が終わり、延長決定が行われない場合。
2. 個人事業については事業主の決定により; 合名会社については全合名社員の決定により; 有限責任会社については社員総会・会社所有者の決定により; 株式会社については株主総会の決定による場合。
3. 会社が6ヶ月間連続して本法の規定に基づく最少社員数を満たせなかった場合。
4. 経営登録の証明書を回収された場合。

第112条 企業解散の手続き

企業解散は以下の規定にしたがって行われる;

1. 本法の規定にしたがって企業解散の決定を採択する; 企業解散の決定は次の主要内容を備えなければならない;
 - a) 企業の名称・事務所;
 - b) 解散の理由;
 - c) 企業の契約整理と債務清算の期限・手続き; 債務清算と契約整理の期限は解散決定を採択した日から6か月を超えることはできない;
 - d) 労働契約より生じる義務処理の方策;
 - e) 資産整理委員会を設置し; 整理委員会の権限と任務は解散決定の付属文書の中に規定する;
 - f) 企業の法的代表者の署名。
2. 解散決定は採択の日から7日以内に経営登録機関・全債権者、関連する権利義務・利益を有する者、企業内の労働者に送付されなければならない; この決定は企業の本店に公開して掲示されなければならない; 首相新聞または中央日刊新聞に3回連続して掲載されなければならない。

解散決定は債務解決方策の通知を添付して債権者に送付されなければならない。通知には債権者の名称・住所；債務額とその清算の期限・場所・清算方式；債権者の苦情申し立て解決の方式と期限を聴取しなければならない。

3. 企業の資産を整理し、債務を清算する。

4. 整理委員会は、企業債務を全て清算した日から 7 日以内に企業解散に関する書類を経営登録期間に送付しなければならない。

経営登録機関は、企業解散に関する書類を受領した日から 7 日以内に経営登録簿の企業名を抹消しなければならない。

5. 企業が経営登録の証明書を回収された場合、企業は経営登録証明書を回収された日から 6 か月以内に解散しなければならない。解散の手順および手続きは本条の規定にしたがって行う。

第 113 条 企業の破産

企業の破産は企業破産に関する法律の規定にしたがって行われる。

第 VIII 章 企業に対する国家管理

第 114 条 企業に対する国家管理の内容

(企業に対する国家管理の内容は次の通りである。)

1. 企業に関する法律文書を公表・普及し、その実行を組織する。
2. 経営登録を組織する；経営登録に指針を与え、経済-社会発展をめざす戦略、長期計画、計画実施を保証する。
3. 企業経営者の養成・訓練を実施・管理し、経営道德の質的向上を計る；企業に対する国家管理幹部の政治的資質・道德・業務の水準を向上させる；熟練労働者を養成し、その層の確立を計る。
4. 経済-社会発展の戦略・長期計画、計画の方向と目標にしたがって、企業に対する優遇政策を実施する。
5. 企業を点検・監視し；定期財務報告とその他の報告制度を通じて企業の経営活動を監察する。

第 115 条 企業に対する国家管理機関

1. 政府は企業に対して統一的に国家管理を行う。
2. 各省・省同等機関・政府所属機関はその任務と権限の範囲において、責任分野の企業に対する国家管理を行う責任を有する。
政府は企業に対する国家管理について、各省・省同等機関・政府所属機関の提携のあり方を規定する。
3. (地方の)省・中央直屬市の人民委員会は、次の項に事項について責任を有する。
 - a) 法律の規定に基づき、その地方の範囲での企業に対する国家管理を実施すること；
 - b) その地方における経営登録を組織し；企業活動を監査・点検・監察すること；

c) 企業に対する国家管理実施上の提携のあり方について、県・区・市・省属市の人民委員会に指針を与え、指導すること；

4. 経営登録機関は政府が定める。

第 116 条 経営登録機関の権限と責任

1. 法律の規定に基づいて経営登録問題を解決し、経営登録証明書を交付する。
2. 企業についての情報システムを確立・管理し；各国家機関、法律の規定に基づく要請を行う組織・個人に情報を提供する。
3. 本法の規定実行に必要と認めた場合、企業の経営状況についての報告を企業側に求め；企業に報告制度の実行を促す。
4. 経営登録書類の内容に基づき、直接企業を検査し、あるいは権限ある国家機関に企業の検査を提案する。
5. 法律の規定にしたがって経営登録に関する諸規定の違反を処理する。経営登録証明書を回収し、企業に法律規定に基づく解散手続きを取るよう要求する。
6. 経営登録についての違反に関して法的責任を負う。
7. 法律の規定に基づくその他の権限と責任を実行する。

第 117 条 企業の経営活動監査

1. 企業の経営活動監査の実行に当っては、職能・権限に則り、法律の規定を遵守しなければならない。

財務に関する監査は一企業について年 1 回を超えてはならない。監査機関は最長で 3 日間を超えることなく、特別の場合には権限ある上級機関の決定に、より監査機関を延長することができるが、30 日を超えてはならない。

臨時の監査は企業の法律違反の根拠がある時に限って行うことができる。

2. 監査を行うに当っては権限ある人物の決定を得なければならない；監査の終了に当っては監査結果の記録を必要とする。監査団長は監査の記録内容と結論について責任を負うものとする。
3. 法律に則ることなく監査決定を下す者、あるいは監査を利用して私利を追求し、強要を行い、企業の活動を妨害する者は、違反の程度に応じて規律処分を受け、もしくは刑事責任を追及される；損失をもたらした者は法律の規定にしたがって賠償しなければならない。

第 118 条 企業の財務会計年度と財務報告

1. 企業の財務会計年度は陽暦 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了する。企業の最初の財務会計年度は経営登録証明書を交付された日に始まり、その年末に終了する。

2. 企業の年次財務会計報告は貸借対照表と財務決算よりなる。

3. 財務会計年度の終了後、個人事業と合名会社については 30 日以内、有限責任会社と株式会社については 90 日以内に、企業の年次財務会計報告が税務機関と権限ある経営登録期間に送付されなければならない。子会社がある場合は、子会社の同年度財務会計報告の公証を得た写しを添付しなければならない。

第 IX 章 顕彰と違反処分

第 119 条 顕彰

経営について、企業の効果と競争力向上に関して優れた功績があった組織・個人・企業、および国土の建設・防衛・発展に大きく貢献した組織・個人企業は法律の規定にしたがって顕彰される。

第 120 条 企業法に違反する諸行為

(企業法に違反する諸行為は次のものより成る。)

1. 企業法の規定に基づく条件を満たさない者への経営登録証明書の交付、もしくはその条件を満たしている者への経営登録証明書の交付拒否。
2. 企業活動の検査・監査に関する諸規定の違反。
3. 経営登録を行わないままこの法律の規定に基づく企業形態による経営を行うこと、あるいは経営登録証明書を回収された後も経営活動を続けること。
4. 企業の経営登録書類の内容の中で不忠実・不正確な報告、時期を失した内容・変更を提示すること。
5. 出資資産の価格を意図的に実際の価格より高く判定すること。
6. 本法の規定に基づく年次会計報告を権限ある国家機関に送付しないこと、あるいは不忠実・不正確な報告を送付すること。
7. 社員・所有者・株主の本法の規定および会社定款に基づく諸権利の行使を妨げること。
8. 本法に違反するその他の諸行為。

第 121 条 違反処分の形式

1. 本法の諸規定に違反した者は、違反の性質と程度に応じて規律処分・行政処分を受け、あるいは法律の規定に基づく刑事責任を追求される。
2. 違反行為が、企業、企業の所有者・社員・株主・債権者またはその他の者の利益に損害をもたらした場合、違反者は法律の規定にしたがってこれを賠償しなければならない。
3. 企業は以下の状況にある場合、経営登録証明書を回収される；
 - a) 経営登録証明書を交付された日から 1 年間にわたって、経営活動を行わない場合；
 - b) 経営登録機関に通知せず、1 年間連続して経営活動を中断した場合；
 - c) 2 年間連続して経営登録機関に企業の経営活動を報告しなかった場合；
 - d) 企業が、本法第 116 条第 3 項の規定による報告を文書による請求があった日から 6 か月以内に経営登録機関に送付しなかった場合；
 - e) 禁じられた部門・業種の経営を行った場合。

第 X 章 施行条項

第 122 条 施行効力

- 1.本法は 2000 年 1 月 1 日より効力を発する。
- 2.本法は、1990 年 12 月 21 日付け会社法・私企業法、1994 年 6 月 22 日付け会社法一部条項修正補足法、私企業法一部条項修正補足法の規定に替わるものである。
- 3.本法に反する従来の規定はすべて破棄される。

第 123 条 本法の発効前に設立された企業への適用

- 1.1990 年 12 月 21 日付け会社法・私企業法、1994 年 6 月 22 日付け会社法一部条項修正補足法、私企業法一部条項修正補足法の規定にしたがって設立された有限責任会社・株式会社・個人企業は再経営登録の手続きを行う必要はない。本法の規定に合致しない定款を有する有限責任会社・株式会社については、2 年間以内に定款を修正・補足しなければならない。この期間を過ぎても会社定款が修正補足されなかった場合、その定款は適法でないといみなされる。
- 2.政府は、1992 年 3 月 2 日付け閣僚会議政令 No.66/HDBT に基づいて活動中の大規模な個人経営が企業となり、この法律に基づく経営登録と活動を行うのを助けるための指針を示し、便宜を図る。
小規模な個人経営世帯は、政府の規定による経営登録と活動を行う。

第 124 条 施行指針

政府はこの法律施行の細則を定め、指針を示す。

本法は、1996 年 6 月 12 日、ベトナム社会主義共和国第 10 期第 5 回国会において採択された。

国会議長 ノン・ドック・マイン（署名）

【注】

- 1.本法は、「1990 年 12 月 21 日制定の会社法・私企業法に替わり、両者を一体化して制定されたものであ」（『日越経済交流ニュース』第 70 号、23 頁、1999 年 11 月）り、2000 年 1 月 1 日に施行された。
- 4.同法はベトナム民間企業の公式の設立を広く認める内容であり、その翌年 2001 年に制定の「証券法」と連携して、その後続々と民間企業が設立されることになる。本法を「1999 年法」と略記する。

【終わりに】

企業法1999年法の翻訳をされた伊藤幹三郎さんが、2022年4月26日に88歳で逝去されました。伊藤さんは、一般社団法人日本ベトナム経済交流センターのニュース編集を長く担当され、ベトナム語の法令や政令、ニュース記事をご自身で翻訳されてきました。

伊藤さんは京都大学大学院でフランス語を専攻され、朝日放送に勤務。その後にベトナム戦争中の「ベトナムの声」放送局の日本語放送を支援するために3年間に渡ってハノイに滞在されました。その功績によってベトナム政府から労働勲章と友好勲章が伊藤さんに授与されました。

当時の伊藤さんのハノイ生活の様子は、著書として出版されていますが、書籍内でも匿名となっています。故人との約束で書名は伏せることにします。

伊藤さんは当センターに大きな貢献をされましたが、同時に日本ベトナム友好協会大阪府連合会でも副会長を務められました。その温厚で慎重なお人柄や重厚な語り口に私を含む多数の人々はいつも敬服しておりました。もっともっと今日の激変する日本やベトナムを見守って頂きたかったと私は思います。

心からご冥福をお祈りいたします。

合掌

上田義朗 流通科学大学教授
日本ベトナム経済交流センター副理事長
2023年9月20日